

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>二百九十九号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>日高市大字久保字杉窪一七三番一 地 先から同市大字台字中台一九一 番四 地 先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十月十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十月十四日 付 け 埼 玉 県 飯 能 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 九 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 供 用 開 始 で あ る。 延 長 一 三 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル</p>	<p>備 考</p>